

南砺市教育委員会重点施策（案）

基本理念（教育目標）

本市では、次のことを教育目標として掲げます。

未来を切り拓く南砺の人づくり

5年間の重点目標（令和2年度～6年度）

全ての人が心豊かに暮らす教育環境の充実

基本目標

教育目標の実現のため、本市教育の目指すべき方向を踏まえて、次の5つを基本目標とします。

1 豊かな人間性を育む学校教育の充実

児童生徒の「豊かな人間性」を育むために、徳・知・体の調和のとれた教育を推進します。基礎的・基本的な学力を確実に身に付けるよう努めるとともに、家庭・学校・地域が果たす役割を明確にし、共に支えあうとともに、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばし、自他共に認め合うことができる教育を目指します。また、将来地元を支える活力につながる「ふるさと教育」を推進する中で、未来へ向けた人づくりを行います。

2 生きがいある暮らしのための生涯学習の推進

市民が心豊かで生きがいのある人生を送れるよう、さまざまな講座・講演会を開催します。今後も、各種生涯学習講座の内容をさらに充実させ、市民の学習意欲や満足度を高めるとともに、学びの場をとおして子どもたちに対する家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、社会教育施設の学習環境改善のため、今後も計画的に改修工事を実施します。

3 健やかな心と体を育む生涯スポーツの推進

各ライフステージで市民の誰もがそれぞれのライフスタイル、興味・関心、適正等に応じてスポーツ活動に参画し、健康で生きがいのある生活が営まれるよう、子どものスポーツの機会や親しむことができる環境の充実、総合型地域スポーツクラブへの支援、全国や世界で活躍できる選手の育成、市民のスポーツ活動を支える人材の育成と活用に努めます。

4 子どもが健やかに育つ環境の充実

地域の風土や自然などに愛着と誇りをもち、能力や可能性を伸ばす魅力ある幼児教育・

保育を実践します。

幼児教育・保育施設（保育園・認定こども園等）における提供量の確保及びサービスの充実とその質の向上を図ります。

児童館や放課後児童クラブをはじめとする児童の居場所づくりを推進し、児童の健全な育成及び共働き世帯の子育てと仕事の両立を支援します。

家庭や地域社会全体の子育て力の向上に努めるとともに、子育て支援サービスの機能や情報、子育て等に関する相談体制を強化し、すべての子どもが家庭環境や障害などに関わらず、健やかに育つための支援体制の充実に取り組みます。

5 文化財の保存・活用と伝統文化の継承

文化財は地域の歴史や文化を正しく理解するうえで欠かせない市民共有の財産であり、その適切な保存整備に努めます。また、文化財の情報発信や活用に取り組むことで、文化財の価値や保存継承の大切さについて理解促進を図り、地域に対する誇りや愛着の醸成、地域の宝を後世に継ぐ担い手の育成に努めます。

令和5年度の主な取組

総合教育会議をはじめ、教育委員会と市長部局とのさらなる連携強化を図るとともに家庭・学校・地域社会が一体となって下記の具体的な事業をはじめ、**こどもの権利条例事業**、新型コロナウイルス感染症対策事業などに積極的に取り組みます。

※第2次南砺市総合計画事業で取り組むもの

1 豊かな人間性を育む学校教育の充実

—ふるさとを誇りに思い、未来を切り拓く なんとっ子の育成を目指して—

(1) 自他を尊重し、思いやりと助け合う心の育成

※① ふるさと教育推進事業

② 市いじめ問題対策連絡会議を核にした子どもいじめ防止対策の推進

③ 「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケート」の実施

④ よりよい学校生活と友達づくりのための「小・中学校生活アンケート調査」の実施

⑤ スクールアドバイザー配置事業

⑥ 特別支援教育コーディネーターによる「個別の教育支援計画」等の立案・策定への支援

⑦ 早期支援コーディネーターによる幼・保・小の連携を通じた情報提供及び相談体制の充実

⑧ スクールソーシャルワーカー、適応指導員等による相談体制の充実

⑨ **教育支援センター**運営研修の実施

⑩ スタディ・メイトの配置による支援体制の充実

※⑪ 帰国・外国人児童生徒支援事業

⑫ 学校図書館司書助手の配置及び図書館から司書の派遣による読書環境の整備・充実

⑬ キャリア教育の推進

(2) 確かな学力の育成

- ① 小中一貫教育推進事業
- ② 兼務発令による小・中学校教員の授業交流の促進
- ※③ 山村留学定住事業（長期山村留学、短期山村留学、週末自然体験）
- ④ 1人1台タブレット端末の活用の推進
- ⑤ ICT支援員の配置
- ⑥ 児童生徒の学力を把握し指導の改善に役立てる「全国標準学力検査」(NRT)の実施
- ⑦ なんとっ子まなびサポーター（国語・算数（数学）学習サポーター）の配置
- ⑧ 令和のとやま型教育推進事業
- ⑨ 小・中・義務教育学校へのALT派遣による外国語活動の充実
- ⑩ 英語検定（3級以上）助成事業
- ⑪ 英語学習パートナー派遣事業、理科観察実験支援事業
- ⑫ こどもの権利を意識した、教員の授業力向上に向けた研修の実施
- ※⑬ 地域教材副読本作成事業
- ⑭ 奨学金貸与事業の実施

(3) 健やかな体の育成

- ① 中学校部活動の地域移行・拠点校化の推進
- ※② 中学校部活動指導員配置事業《拡充》
- ③ 地域部活動推進モデル事業
- ④ 中学校合同部活動事業
- ⑤ 給食調理業務委託
- ⑥ 学校給食費負担軽減対策事業《新》
- ⑦ 地元食材を通して食と地域への理解を深める「なんとハートフルランチ」「なーんと！おいしい学校給食週間」「なんと自然給食ものがたり」の実施

(4) 学校教育を支える環境の整備

- ① 将来の学校のあり方の検討
- ② 利賀地域義務教育学校の設置準備《新》
- ③ 特認校制度の導入《新》
- ※④ 電子黒板・実物投影機等の整備
- ⑤ 通学路安全点検の実施とスクールバスの計画的更新
- ⑥ スクールガードリーダー配置事業
- ⑦ 学校図書館図書の本の整備
- ※⑧ 義務教育学校「南砺つばき学舎」整備事業
- ⑨ 学校施設照明LED化の推進
- ⑩ チーム担任制（多学級合同指導体制）の推進
- ⑪ 事務職員の兼務発令による学校事務のチーム化への取組
- ⑫ 教育教材備品の整備
- ⑬ 学校施設での新型コロナウイルス感染症対策の推進

2 生きがいある暮らしのための生涯学習の推進

(1) 生涯学習活動の推進

- ① 地域の生涯学習活動への支援
- ② 地域づくり協議会の生涯学習担当者の資質向上に向けた研修会等の実施

- ③ 「南砺市民大学講座」「緑の里講座（高齢者大学）」の実施
- ④ 心豊かな子どもを育てる体験活動の実施
- ※⑤ 各小学校区で小学校の余裕教室等を活用した「放課後子ども教室」「土曜学習推進事業」の実施
- ※⑥ 中学生が夏休み等を過ごす際の学習の場を提供する「中学生学習支援推進事業」の実施
- ⑦ 社会教育団体の活動への支援
- ⑧ 地区高齢者学級への支援
- ⑨ 幼・保・小・中で開催される子育て講座等、家庭の教育力向上への支援
- ⑩ 「なんとっ子家庭教育10か条」の活用
- ※⑪ 図書館デジタル化推進事業（市立図書館と学校図書館の共通システム化とＩＣシステム化）の実施《新》
- ⑫ 利用者ニーズに対応した図書館サービス（蔵書及びレファレンス）の充実
- ⑬ 「なんとみらい文庫」「ＹＡみらい文庫」、「なんとぐるっと巡回本」の充実
- ⑭ 「南砺市型学校司書モデル事業」の充実
- ⑮ 地域図書館と南砺福野高校・南砺平高校との連携事業の充実
- ※⑯ **なんと！バースデーブック事業の実施《新》**

（２）青少年健全育成活動への支援

- ① 地域に密着した活動を実施している青少年育成市民会議への支援

（３）社会教育施設の整備・充実

- ① 各社会教育施設の指定管理者等による効率的な管理運営の推進
- ② 各社会教育施設の老朽化の著しい施設や機械設備の改修を実施
- ③ 各社会教育施設での新型コロナウイルス感染症対策の推進

3 健やかな心と体を育む生涯スポーツの推進

（１）市民スポーツの推進

- ※① 運動遊びの大切さについて理解を深める「なんと元気っ子教室」の継続（保育園・認定こども園）
- ② 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- ※③ スポーツクラブ指導力向上の為の資格取得に係る支援
- ※④ スポーツ教室の開催や企業や事業所へのスポーツ指導者派遣
- ⑤ ニュースポーツ、レクリエーションスポーツなどの生涯スポーツの紹介及び推進
- ⑥ 南砺市の特徴を生かしたスポーツ大会の誘致及び開催の支援

（２）競技スポーツの振興

- ① 体育協会・競技協会でのスポーツ競技力の向上及び選手・指導者の育成強化等への支援
- ② 全国大会等のスポーツ大会出場者への支援
- ③ **第73回全国高等学校スキー大会の支援**

（３）スポーツ施設の効率的な運営と整備

- ① 各社会体育施設の指定管理者等による効率的な管理運営の推進
- ② 各社会体育施設の老朽化の著しい施設や機械設備の改修を実施
- ③ 各社会体育施設での新型コロナウイルス感染症対策の推進
- ④ **たいらくロスカントリー場ローラースキーコース整備事業の実施《新》**

4 子どもが健やかに育つ環境の充実

—**こどもの権利条例事業**を通じた「こどもも大人もともに幸せに暮らせるまちづくり」の実現—

(1) 未来をひらく子育て支援

- ① 第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の計画的な実施（子ども・子育て会議の開催）、**第3期子ども・子育て支援事業計画策定事業（市民ニーズ調査）《新》**
- ② 幼児教育・保育のカリキュラムの充実
 - ・日常的に豊かな遊びや自然体験活動等を取り入れた幼児教育・保育の実施
 - ・親子が一緒になって行う運動遊び体験等の実施による子どもの運動能力の向上
 - ・保育者や保護者が同じ価値観に立ち非認知能力を身に付ける子育てをする意識の浸透
- ③ 保育士・看護師・調理員等の人材確保
- ④ 子どもや保護者等を支援するための保育士研修の充実による資質の向上
- ⑤ 幼児教育・保育施設へのアドバイザーの計画的な訪問と指導・助言による資質の向上
- ⑥ 幼・保・小の連携の推進
- ⑦ 健やかな保育環境の確保のための施設・設備修繕工事、備品購入等
- ⑧ 私立保育園・認定こども園等への支援の充実（施設型給付の支給、特別保育事業への支援、民間保育園等育成利子補給金の支援）
- ⑨ 保育園ICT活用支援システム「コドモン」による保育環境の向上
- ※⑩ 子どもが幸せに育つための「**こどもの権利条例事業**」《**拡充**》
- ⑪ 教育・保育施設での新型コロナウイルス感染症対策の推進

(2) 子育てを担う家庭への支援

- ① 保育園・認定こども園等における幼児教育・保育の提供量の確保及びサービスの充実
- ② 子育て支援センター等における子育て教室・講座の開催
- ※③ 子育て・親育ち応援事業（**パパママ**講座、もうすぐ**パパママ**講座、祖父母子育て講座の開催）
- ※④ 子育て交流サロンの実施《**拡充**》
- ⑤ ファミリー・サポート・センター事業の充実
- ⑥ 次代の親の育成のため保育園・児童館等でのボランティア活動の受入促進
- ※⑦ 児童館及び放課後児童クラブ事業の充実
- ※⑧ とやまっ子さんさん広場推進事業（地域主体の学童保育）への財政支援《**拡充**》
- ⑨ 保育料無償化等による経済的負担の軽減
 - ・国の幼児教育・保育の無償化
 - ※・保育料等軽減事業（第3子以降の保育料無料化や各種の保育料軽減（多子軽減、三世同居軽減）等による経済的支援）
- ※⑩ 認可外施設に通う子どもにかかる利用料への支援
- ※⑪ こども医療費・妊産婦医療費助成制度の実施《**拡充**》
- ※⑫ 出生祝い金制度の実施
- ⑬ 児童手当等の給付
- ※⑭ 子育て応援制度の実施（低所得世帯への入学・卒業祝い金支給事業及び高校生通学定期乗車券購入費助成）《**拡充**》
- ※⑮ 子育て支援アプリシステム「なんと Hug（ハグ）」による子育て支援の充実
- ※⑯ なんとのお祝い事業の実施
- ※⑰ 子育て支援ガイドブック電子化事業
- ※⑱ AIチャットボットシステムによる相談体制の充実
- ※⑲ 子ども家庭総合支援拠点 こども家庭相談室「スマイルなんと」の相談体制の充実
- ⑳ 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施
- ㉑ **親子の絆づくり事業**《**新**》

② 児童福祉施設での新型コロナウイルス感染症対策の推進

(3) 地域や企業における子どもと家庭への支援

※① 子どもの居場所づくり促進事業の実施（多世代交流事業、学習支援事業）

② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解促進と啓発活動の実施

※③ なんと！やさしい子育て応援企業認定制度の実施による子育てと仕事の両立の促進

(4) 配慮が必要な子どもと家庭への支援

① 発達障がい児や特別な支援が必要な子への専門的な支援の実施
（訪問、個別相談会、教室・講座の開催）

② こども家庭相談室「スマイルなんと」やわらび学園等関係機関の専門の相談員による支援体制の実施

③ 要保護児童等の早期発見や適切な保護、未然防止を図るための要保護児童対策地域協議会の開催

④ 児童虐待の早期発見や早期対応の実施

⑤ 子どもの貧困対策の推進

⑥ ひとり親家庭への自立支援

・修学資金・福祉資金等の貸付制度の周知徹底

・自立支援等に関する随時相談の実施

※・母子家庭等就業・自立支援事業の実施

・ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等利用支援事業

5 文化財の保存・活用と伝統文化の継承

(1) 世界遺産マスタープランの推進

① 世界遺産の保存

・世界遺産マスタープランの改訂

・茅場造成への支援

② 出前講座など小中学校への啓発活動

(2) 文化財展示・収蔵施設の機能充実

① 埋蔵文化財センター展示の充実、体験学習会の開催

② 城端曳山会館展示の充実

(3) 文化・歴史遺産の保存と活用

① 指定文化財等の適切な保存・活用と普及啓発の推進

② 古文書などの歴史資料や民俗文化財、埋蔵文化財の保存と調査・活用の推進

・善徳寺文書調査活用事業への支援

・福野夜高曳山行事総合調査の実施

③ 合掌造り家屋等茅葺き建造物の屋根葺替え等修理事業の実施

④ 地域の貴重な建造物の保存と活用のため、国の登録文化財制度を活用

⑤ 獅子舞、庵唄等の伝統芸能保存団体の活動支援

⑥ 南砺市文化財保存活用地域計画の策定

⑦「南砺市の民藝」普及のための調査報告書刊行及びガイダンス資料の作成

※第2次南砺市教育振興基本計画に掲げる「基本目標5：魅力ある文化芸術活動の振興」に関する業務については「南砺市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」に基づき、市長（文化・世界遺産課所管）が管理し、執行することとなっていることから本重点施策には掲載しない。

規則、告示の全部改正、一部改正及び廃止について

- | | | |
|------------------------------|----|------|
| (1) 南砺市適応指導教室設置要綱の全部改正について | …… | P 8 |
| (2) 南砺市教育委員会事務局組織規則の一部改正について | …… | P 12 |
| (3) 南砺市教育委員会事務決裁規定の一部改正について | …… | P 18 |
| (4) 南砺市教育委員会文書管理規定の一部改正について | …… | P 21 |
| (5) 南砺市教育委員会公印規則の一部改正について | …… | P 23 |
| (6) 南砺市教育委員会規則・告示の廃止について | …… | P 26 |
- ・南砺市保育園条例施行規則
 - ・南砺市子ども・子育て支援法施行細則
 - ・南砺市保育園における保育の利用に関する規則
 - ・南砺市延長保育事業の実施に関する規則
 - ・南砺市一時預かり保育事業の実施に関する規則
 - ・南砺市休日保育事業の実施に関する規則
 - ・南砺市病児・病後児保育事業の実施に関する規則
 - ・南砺市預かり保育事業の実施に関する規則
 - ・南砺市保育園地域活動事業実施要綱
 - ・南砺市保育事業に関する意見、要望等の相談解決実施要綱

南砺市適応指導教室設置要綱の全部改正について

1 制定改廃の趣旨

「いおう教室」での不登校支援が、学校への登校のみでなく、社会的に自立することを旨とし、組織的に支援することを目的とするため要綱並びに名称を変更する。定期的に協議し、きめ細かな支援に繋げる。

2 制定改廃の主な内容

全文中、南砺市適応指導教室を南砺市教育支援センターへ名称変更。

第5条 第4項 支援センター指導員の職務について追加。

第8条 運営協議会の構成、協議内容について改正するもの。

3 根拠法令

南砺市適応教室設置要綱

4 施行期日

令和5年4月1日

南砺市教育委員会告示第 号

南砺市教育支援センター設置要綱を次のように定める。

令和5年3月 日

南砺市教育委員会

委員長 松本 謙 一

南砺市教育支援センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっている児童生徒（以下「不登校児童生徒」という。）に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談及び指導を行い、その社会的自立に資するため、南砺市教育支援センター（以下「センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 いおう教室

(2) 位置 南砺市福光1137番地（福光青少年センター内）

(所管)

第3条 センターの所管は、南砺市教育センター（以下「教育センター」という。）とし、センターの代表者は、南砺市教育センター所長（以下「所長」という。）とする。

(対象者)

第4条 センターに入級できる者は、南砺市立の小中学校及び義務教育学校に在籍する不登校児童生徒とする。

2 前項に規定するもののほか、南砺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者も対象とする。

(指導者)

第5条 センターに教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。

- 2 指導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 教員経験を有する者
 - (2) 教育委員会が適当と認める者
- 3 指導員は、不登校児童生徒の在籍校及び関係機関と連携してセンターの運営にあたる。
- 4 指導員は、不登校児童生徒の学校復帰後も、必要に応じて継続的に支援を行う。
- 5 指導員は、所長が必要と認める会議に出席し、必要に応じて運営状況を報告するものとする。

(開設日及び時間)

第6条 センターの開設日及び時間は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、南砺市立学校管理規則(平成16年南砺市教育委員会規則第10号)に規定する休業日は、開設しないものとする。

(2) 開設時間は、午前9時から午後3時までとする。

(事業内容)

第7条 センターは、南砺市立の小中学校及び義務教育学校の生徒指導主事、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)、南砺市教育センターのSSW、特別支援コーディネーター等と連携し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童生徒の教育相談に関すること。
- (2) 社会的自立を図るための指導及び援助に関すること。
- (3) 不登校児童生徒に関する情報収集及び調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(運営委員会)

第8条 前条の事業の具体的な実施運営に関する事項は、南砺市教育センター運営委員会(南砺市教育センターの運営、事業計画、その他必要な事項について協議する委員会で、所管に属する学校職員、教育委員会事務局職員、教育研究団体に所属する者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者をもって構成するものをいう。)において定期的に協議する。

(入級又は退級の申請)

第9条 センターへの入級又は退級を希望する不登校児童生徒の保護者は、教育支援センター入級・退級申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を在籍校の学校長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

2 学校長は、申請書が提出されたときは、教育支援センター入級・退級申請報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）に当該申請書を添えて所長に提出するものとする。

3 不登校児童生徒が複数年度にわたり入級する場合は、毎年度、入級の申請を行うものとする。

（入級又は退級の決定）

第10条 所長は、報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その審査の結果、入級又は退級が必要と認められるときは、教育支援センター入級・退級承認書（様式第3号）により学校長に通知し、及び教育支援センター入級・退級承認通知書（様式第4号）により学校長を経由して保護者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（南砺市適応指導教室設置要綱の廃止）

2 南砺市適応指導教室設置要綱（平成18年南砺市教育委員会告示第6号）は、廃止する。

南砺市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

1 制定改廃の趣旨

令和 5 年度からの組織機構改革に伴い、こども課が教育部から総合政策部へ移管することになったことから、変更の改正を行うもの。

2 制定改廃の主な内容

第 6 条中、教育部組織からこども課並びに保育園係、子育て応援係、こども家庭支援係を削除する。

第 7 条中 こども課の分掌事務の削除。

第 11 条中、こども課の附属機関（南砺市保育園審議会、南砺市こども子育て会議）の削除。

第 16 条、保育園事務分掌を削除する。

3 根拠法令

南砺市教育委員会事務局組織規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

南砺市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(組織)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 教育部の事務を分担処理させるため、教育部に次の課及び係並びに室を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) こども課 保育園係、子育て応援係、こども家庭支援係</u></p> <p>(各課の分掌事務)</p> <p>第7条 各課における係の分掌事務及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>こども課</u></p> <p><u>保育園係</u></p> <p>(1) <u>市立保育園及び認定こども園の管理運営に関すること。</u></p> <p>(2) <u>保育事業計画に関すること。</u></p> <p>(3) <u>保育の実施及び保育料に関すること。</u></p> <p>(4) <u>保育指導に関すること。</u></p> <p>(5) <u>特別保育事業に関すること。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 教育部の事務を分担処理させるため、教育部に次の課及び係並びに室を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(各課の分掌事務)</p> <p>第7条 各課における係の分掌事務及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改編による変更</p> <p>同上</p>

-
- (6) 私立保育園及び認定こども園に関すること。
- (7) 子育て支援センターに関すること。
- 子育て応援係
- (1) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (2) こども、妊産婦及びひとり親家庭等医療費助成に関すること。
- (3) 放課後児童健全育成に関すること。
- (4) 児童館(児童センター)に関すること。
- (5) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に関すること。
- (6) その他子ども・子育て支援に関すること。
- こども家庭支援係
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関すること。
- (2) 子ども及び子育て相談の総合窓口業務に関すること。
- (3) 子ども及び子育て家庭の相談に係る関係部局及び関係機関との連絡調整会議に関すること。
- (4) 児童虐待に関すること。
- (5) 里親に関すること。
-

(出先機関及び教育機関)

(出先機関及び教育機関)

第10条 出先機関及び教育機関は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 保育園

(6) (略)

(附属機関)

第11条 法律若しくはこれに基づき政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称、所掌事務及び庶務を担当する課、出先機関及び教育機関名は、次のとおりとする。

附属機関名		庶務を担当する課、出先機関及び教育機関	
名称	根拠法令	課名	出先機関及び教育機関名
(略)	(略)	(略)	(略)
南砺市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条	生涯学習スポーツ課	
<u>南砺市保育園審議会</u>	<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項</u>	<u>こども課</u>	

第10条 出先機関及び教育機関は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(附属機関)

第11条 法律若しくはこれに基づき政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称、所掌事務及び庶務を担当する課、出先機関及び教育機関名は、次のとおりとする。

附属機関名		庶務を担当する課、出先機関及び教育機関	
名称	根拠法令	課名	出先機関及び教育機関名
(略)	(略)	(略)	(略)
南砺市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条	生涯学習スポーツ課	
南砺市図書館運営協議会	図書館法(昭和25年法律第118号)第14条		図書館

同上

組織改編による
変更

南砺市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項		
南砺市図書館運営協議会	図書館法(昭和25年法律第118号)第14条	図書館	

(保育園)

第16条 保育園は、園の運営に関する事務を分掌する。

第17条 削除

(勤労青少年ホーム等)

第18条 (略)

(体育館等体育施設)

第19条 (略)

第20条 削除

(職員の分担事務)

第21条 (略)

第22条 削除

(職務の代行)

第23条 (略)

(職及びその職務)

第24条 本庁、出先機関及び教育機関に、必要に応じ、次

組織改編による

変更

条項の整理

条の繰上げ

同上

条項の整理

条の繰上げ

条項の整理

条の繰上げ

同上

第20条 本庁、出先機関及び教育機関に、必要に応じ、次

<p>の表の左欄の職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 600 379 1086">職</th> <th data-bbox="331 1086 379 1299">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 600 435 1086">(略)</td> <td data-bbox="379 1086 435 1299">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 600 523 1086">所長、館長、<u>園長</u></td> <td data-bbox="435 1086 523 1299">出先機関又は教育機関の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 600 667 1086"><u>副園長</u></td> <td data-bbox="523 1086 667 1299">園長を補佐し、所属職員を指揮監督する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 600 810 1086">所長補佐、副館長、館長補佐</td> <td data-bbox="667 1086 810 1299">出先機関又は教育機関の長を補佐し、出先機関又は教育機関の長に事故があるとときは、その職務を代行する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 600 866 1086">(略)</td> <td data-bbox="810 1086 866 1299">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="866 600 922 1086">主事</td> <td data-bbox="866 1086 922 1299">事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 600 978 1086">司書</td> <td data-bbox="922 1086 978 1299">図書館の専門的事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="978 600 1034 1086">(略)</td> <td data-bbox="978 1086 1034 1299">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	(略)	(略)	所長、館長、 <u>園長</u>	出先機関又は教育機関の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。	<u>副園長</u>	園長を補佐し、所属職員を指揮監督する	所長補佐、副館長、館長補佐	出先機関又は教育機関の長を補佐し、出先機関又は教育機関の長に事故があるとときは、その職務を代行する。	(略)	(略)	主事	事務に従事する。	司書	図書館の専門的事務に従事する。	(略)	(略)	<p>の表の左欄の職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 1310 379 1796">職</th> <th data-bbox="331 1796 379 2016">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1310 435 1796">(略)</td> <td data-bbox="379 1796 435 2016">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1310 523 1796">所長、館長、<u>園長</u></td> <td data-bbox="435 1796 523 2016">出先機関又は教育機関の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1310 667 1796"><u>副園長</u></td> <td data-bbox="523 1796 667 2016">園長を補佐し、所属職員を指揮監督する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1310 810 1796">所長補佐、副館長、館長補佐、<u>園長補佐</u></td> <td data-bbox="667 1796 810 2016">出先機関又は教育機関の長を補佐し、出先機関又は教育機関の長に事故があるとときは、その職務を代行する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1310 866 1796">(略)</td> <td data-bbox="810 1796 866 2016">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="866 1310 922 1796">主事</td> <td data-bbox="866 1796 922 2016">事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 1310 978 1796"><u>保育士</u></td> <td data-bbox="922 1796 978 2016"><u>児童の保育業務に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="978 1310 1034 1796">司書</td> <td data-bbox="978 1796 1034 2016">図書館の専門的事務に従事する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1034 1310 1090 1796">(略)</td> <td data-bbox="1034 1796 1090 2016">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	(略)	(略)	所長、館長、 <u>園長</u>	出先機関又は教育機関の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。	<u>副園長</u>	園長を補佐し、所属職員を指揮監督する	所長補佐、副館長、館長補佐、 <u>園長補佐</u>	出先機関又は教育機関の長を補佐し、出先機関又は教育機関の長に事故があるとときは、その職務を代行する。	(略)	(略)	主事	事務に従事する。	<u>保育士</u>	<u>児童の保育業務に従事する。</u>	司書	図書館の専門的事務に従事する。	(略)	(略)
職	職務																																						
(略)	(略)																																						
所長、館長、 <u>園長</u>	出先機関又は教育機関の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。																																						
<u>副園長</u>	園長を補佐し、所属職員を指揮監督する																																						
所長補佐、副館長、館長補佐	出先機関又は教育機関の長を補佐し、出先機関又は教育機関の長に事故があるとときは、その職務を代行する。																																						
(略)	(略)																																						
主事	事務に従事する。																																						
司書	図書館の専門的事務に従事する。																																						
(略)	(略)																																						
職	職務																																						
(略)	(略)																																						
所長、館長、 <u>園長</u>	出先機関又は教育機関の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。																																						
<u>副園長</u>	園長を補佐し、所属職員を指揮監督する																																						
所長補佐、副館長、館長補佐、 <u>園長補佐</u>	出先機関又は教育機関の長を補佐し、出先機関又は教育機関の長に事故があるとときは、その職務を代行する。																																						
(略)	(略)																																						
主事	事務に従事する。																																						
<u>保育士</u>	<u>児童の保育業務に従事する。</u>																																						
司書	図書館の専門的事務に従事する。																																						
(略)	(略)																																						
<p>組織改編による変更</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第21条 (略)</p>																																						
<p>条の繰上げ</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第25条 (略)</p>																																						

南砺市教育委員会事務決裁規定の一部改正について

1 制定改廃の趣旨

令和 5 年度からの組織機構改革に伴い、こども課が教育部から総合政策部へ移管することになったことから、変更の改正を行うもの。

2 制定改廃の主な内容

こども課及び保育園の事務決裁に関する事項を削除するもの。

別表中（第 4 条—第 6 条、第 11 条関係）こども課、保育園に関する決裁事項を削除。

3 根拠法令

南砺市教育委員事務局組織規則

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

南砺市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

現行		改正案	備考
別表(第4条—第6条、第11条関係) 1 (略) 2 個別決裁事項 (1) 事務局 ア 本庁 (ア)～(ウ) (略) (エ) こども課		別表(第4条—第6条、第11条関係) 1 (略) 2 個別決裁事項 (1) 事務局 ア 本庁 (ア)～(ウ) (略)	移管に伴う表の 削除
番号	決裁事項	決裁権者	合議者
1	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による入園に関すること。	教育長	
2	子ども・子育て支援の推進に関すること。	教育長	
3	保育園に関すること。 (1) 重要なもの (2) 軽易なもの	教育長 課長	
4	放課後児童健全育成に関すること。	課長	
5	ひとり親家庭福祉に関すること。	課長	

<u>6</u>	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉</u> <u>に関すること。</u>	<u>課長</u>	
<u>7</u>	<u>児童手当、児童扶養手当及び特</u> <u>別児童扶養手当に関すること。</u>	<u>課長</u>	
<u>8</u>	<u>児童館に関すること。</u>	<u>課長</u>	
<u>9</u>	<u>前各項に掲げる事項以外の子</u> <u>育て支援に関すること。</u>	<u>課長</u>	
<p>イ 出先機関 (ア)～(ウ) (略) (エ) 保育園</p>			
	<u>決裁事項</u>	<u>決裁権者</u>	<u>合議者</u>
	<u>南砺市保育園条例(平成25年南砺市</u> <u>条例第14号)第5条各号に規定する</u> <u>保育事業の申込みの承認</u>	<u>課長等</u>	
(2) 略			

イ 出先機関
(ア)～(ウ) (略)

(2) 略

移管に伴う表の
削除

南砺市教育委員会文書管理規程の一部改正について

1 制定改廃の趣旨

令和 5 年度からの組織機構改革に伴い、こども課が教育部から総合政策部へ移管することになったことから、変更の改正を行うもの。

2 制定改廃の主な内容

別表中（第 18 条関係）文書記号表（1）中、文書記号のこども課を削除。

3 根拠法令

南砺市教育委員事務局組織規則

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

南砺市教育委員会文書管理規程新旧対照表

現行	改正案	備考																		
<p>別表(第18条関係) 文書記号表</p> <p>(1) 本庁</p> <table border="1" data-bbox="523 1312 767 2000"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>教総</td> </tr> <tr> <td>生涯学習スポーツ課</td> <td>生学</td> </tr> <tr> <td>高校総体スキー推進室</td> <td>総体</td> </tr> <tr> <td>こども課</td> <td>こども</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	課名	記号	教育総務課	教総	生涯学習スポーツ課	生学	高校総体スキー推進室	総体	こども課	こども	<p>別表(第18条関係) 文書記号表</p> <p>(1) 本庁</p> <table border="1" data-bbox="523 600 719 1285"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>教総</td> </tr> <tr> <td>生涯学習スポーツ課</td> <td>生学</td> </tr> <tr> <td>高校総体スキー推進室</td> <td>総体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	課名	記号	教育総務課	教総	生涯学習スポーツ課	生学	高校総体スキー推進室	総体	<p>機構改革に伴う 課の削除</p>
課名	記号																			
教育総務課	教総																			
生涯学習スポーツ課	生学																			
高校総体スキー推進室	総体																			
こども課	こども																			
課名	記号																			
教育総務課	教総																			
生涯学習スポーツ課	生学																			
高校総体スキー推進室	総体																			

南砺市教育委員会公印規則の一部を改正

1 制定改廃の趣旨

令和 5 年度からの組織機構改革に伴い、こども課が教育部から総合政策部へ移管することになったことから、変更の改正を行うもの。

2 制定改廃の主な内容

保育園長印を削除するもの。

別表第 1（第 4 条、第 6 条関係） 2 職印 ひな形番号 19「保育園長印」を削除

別表第 2（第 4 条関係） 2 職印 ひな形番号 19 のひな型を削除

3 根拠法令

南砺市教育委員会公告式規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

南砺市教育委員会公印規則新旧対照表

現行		改正案							備考		
別表第1(第4条、第6条関係)		別表第1(第4条、第6条関係)									
1 庁印 (略)		1 庁印 (略)									
2 職印		2 職印									
ひな形番号	公印の名称	書体	寸法 (mm)	使用区分	保管者	ひな形番号	公印の名称	書体	寸法 (mm)	使用区分	保管者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
14	図書館長印	てん書	方18	図書館長名で発する文書	各図書館長	14	図書館長印	てん書	方18	図書館長名で発する文書	各図書館長
19	保育園長印	てん書	方21	保育園長名をもって発する文書	各保育園長	20	南砺つばき学舎校長印	てん書	方21	南砺つばき学舎校長名をもって発する文書	南砺つばき学舎校長
20	南砺つばき学舎校長印	てん書	方21	南砺つばき学舎校長名をもって発する文書	南砺つばき学舎校長						
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)									
1 庁印 (略)		1 庁印 (略)									

機構改革に伴う
保育園長印の削
除

2 職印		2 職印	
2	南陽市教育委員会 教育長印	2	南陽市教育委員会 教育長印
3	南陽市選挙管理委員会 近代局長印	3	南陽市選挙管理委員会 近代局長印
4	南陽市立野文化創造センター 校長印	4	南陽市立野文化創造センター 校長印
5	南陽市立野文化創造センター 校長印	5	南陽市立野文化創造センター 校長印
6	南陽市立野文化創造センター 校長印	6	南陽市立野文化創造センター 校長印
7	南陽市立野文化創造センター 校長印	7	南陽市立野文化創造センター 校長印
8	南陽市立野文化創造センター 校長印	8	南陽市立野文化創造センター 校長印
9	南陽市立野文化創造センター 校長印	9	南陽市立野文化創造センター 校長印
10	南陽市立野文化創造センター 校長印	10	南陽市立野文化創造センター 校長印
11	南陽市立野文化創造センター 校長印	11	南陽市立野文化創造センター 校長印
12	南陽市立野文化創造センター 校長印	12	南陽市立野文化創造センター 校長印
13	南陽市立野文化創造センター 校長印	13	南陽市立野文化創造センター 校長印
14	南陽市立野文化創造センター 校長印	14	南陽市立野文化創造センター 校長印
15	南陽市立野文化創造センター 校長印	15	南陽市立野文化創造センター 校長印
16	南陽市立野文化創造センター 校長印	16	南陽市立野文化創造センター 校長印
17	南陽市立野文化創造センター 校長印	17	南陽市立野文化創造センター 校長印
18	南陽市立野文化創造センター 校長印	18	南陽市立野文化創造センター 校長印
19	南陽市立野文化創造センター 校長印	19	南陽市立野文化創造センター 校長印
20	南陽市立野文化創造センター 校長印	20	南陽市立野文化創造センター 校長印

機構改革に伴う
保育園長印の削
除

南砺市教育委員会規則・告示の廃止について

1 廃止の趣旨

機構改革により、分掌事務の移管が生じ、こども課が市長部局に属することとなるため、教育委員会に委任していた事務を解除するもの。

2 規則・告示の廃止の主な内容

以下の規則及び告示を廃止する。

- ・南砺市保育園条例施行規則
- ・南砺市子ども・子育て支援法施行細則
- ・南砺市保育園における保育の利用に関する規則
- ・南砺市延長保育事業の実施に関する規則
- ・南砺市一時預かり保育事業の実施に関する規則
- ・南砺市休日保育事業の実施に関する規則
- ・南砺市病児・病後児保育事業の実施に関する規則
- ・南砺市預かり保育事業の実施に関する規則
- ・南砺市保育園地域活動事業実施要綱
- ・南砺市保育事業に関する意見、要望等の相談解決実施要綱

3 施行期日

令和5年3月31日

令和5年1月会議
民生文教常任委員会 質疑要旨(教育委員会関係)

【令和5年1月19日(木)】

(学校設備等更新工事)

竹田秀人委員 設備の関係で4件電気関係の更新が上がっているのですが、点検を計画的に行っておられるのかお伺いできますか。

氏家教育総務課長 今回の場合は、自家用電気工作物の点検結果によるものと、アークは設置してから約25年経過していることによる経年劣化、エレベーターは既に更新の計画があったものを計上しています。

竹田秀人委員 教育部関係にはそういう施設が非常に多くあります。小学校があまり最近出てきていないのは、大規模改修をされたから上がってこないのか、施設を計画的に点検しておられるからなのか改めてお聞かせください。

氏家教育総務課長 大規模改修を終えた学校については既に更新が済んでいます。今回計上させていただいたものについては、アークと吉江中学校、福光中学校、それぞれ25年間程度経過しておりまして、ちょうど更新の時期が来ているというような状況です。

竹田秀人委員 先日、停電を経験しましたがけれども、停電になってからでは遅いですから、やはり前もって定期更新するのがいいと思います。実はこの前庁舎の太陽光の資料をいただいたときに、1割ほど使用のうち太陽光で使っているという話を聞きました。太陽光パネルについての計画はありますか。

村上教育部長 総合政策部のエコビレッジ推進課の計画の中で、公共施設への太陽光発電の導入のモデル的なものを取り組もうとしているところです。個別の学校や福祉施設についてはモデル事業として調査事業を踏まえ、今後具体化されるということです。将来的にはそういったことも視野に入れて設備の改修をしていくことになろうかと思っています。

竹田秀人委員 カーボンニュートラルに向けていろんな取組をされている中で、市の公共施設に付いてところは庁舎とごく僅かですので、積極的に進めてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

村上教育部長 今、ご意見をいただいた件については、全庁的に、計画的に今後進めていくことになると思いますので、またその都度報告をさせていただきます。

竹田秀人委員 4つの施設は、学校の教育施設整備事業の辺地債とか過疎債を使われているのですが、1か所だけ一般財源になっています。いろんな理由でそうなっているのだと思いますが、財源の確保も考えながら取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

氏家教育総務課長 今回の補正に計上させていただいたうちの何件かは、令和5年度に要求を予定していたものでありますが、安全に関わることでもありますし、財源確保の見通しがありましたことから前倒して実施するものです。特に安心・安全に関わることに关しましては今後も含めて早急に実施をしてまいりたいと思います。

(福光福祉会館給水配管漏水修繕工事)

山田清志委員 福光の福祉会館で大量の漏水が発生したということで上がってきている予算ですが、漏水のまず経過について説明をお願いします。

鵜野教育部次長 福祉会館の漏水については、水道メーターの検針で12月分が通常で25トンぐらいなのが530トン余り検針されましたので、早急に水道業者と水道メーターが回っているかを確認しました。漏水については、福光福祉会館は建設当時から50年近く経っており給水管は鋼管であり、その老朽化で漏水しているということが原因で、今回早急に修繕を行いたいということで提案でさせていただきました。

山田清志委員 説明資料の中では、2,300トン余りの漏水が見込まれることで、今回の90万円の補正が出ているわけですが、今のお話では12月の検針によって500トン近い漏水が発見されたからということでありましたが、2,300トンに至るまで、12月の検針まで全く兆候がなかったということなんでしょうか。

鵜野教育部次長 これまで毎月検針の中で確認した中で、まず7月ぐらいから300トン余りの漏水で、それは消火栓の設備ポンプが稼働できず、その修繕は予備費で対応させていただいて、工事のほうは12月ぐらいに終わっています。

その漏水の分も含んでいるということです。

山田清志委員 ちょっと今の説明で分かりにくかったです。毎月の検針の中で、今言われた7月の300トン以外にも当然、月によって年によってそんなに大変わりするものじゃないと思います。こんな極端な漏水は、毎月の検針で予兆があったのではと思っておりませんが、そういう発見はできなかったのか。

鵜野教育部次長 まず7月からの漏水については、10月等の予備費で消火栓のポンプ関係の漏水ということで、11月発注して12月の工事で終了して、水圧テストもして完了したものと考えています。

それから、ほとんど日たたずに12月の検針では、それよりも多くの漏水が発生したので、その給水管の老朽化による新たな漏水ということで、今回この水道料の補正と次の工事の給水管修繕工事を1月補正で早急に直したいということで上げさせていただきました。

山田清志委員 ということはもう一つ出ております255万8,000円の工事の件は分かります。だから、この90万円の水道料の不足分というのは、今おっしゃられた7月に発見されて、その後修繕されたものも含めて、年間通してこの90万円足りないというような、そういう見込みでいいんですか。

鵜野教育部次長 はい、7月からの漏水分も含みで今後、至急工事はしますが、3月までの漏水分も込みで90万円の補正をさせていただいております。

山田清志委員 なかなか漏水は発見しにくいところではありますが、唯一毎月の検針の使用量とか使用料金とか、そういったものを注意深く見ていって、何かおかしいと思えば調査するとかということを繰り返していくしかないと思いますので、市内にはたくさんこういった老朽化を迎える、更新時期を迎えるような管もあるかと思っておりますので、その辺各施設でしっかりと注意を怠らないように改めてよろしくお願ひしたいと思っております。

鵜野教育部次長 委員さんのおっしゃるとおり、古い建物が多いもので、水道管も老朽になっておりますので、その辺検針で随時目を配りながら常時施設運営をさせていただきたいと思っております。

(福野文化創造センター客席昇降設備修繕工事)

赤池伸彦委員 福野文化創造センター客席昇降設備の修繕工事についてです。シリンダーとカップリング一式取替えと書いてありますが、シリン

ダーの部分は、1列ごとにあるのか、ブロックごとにあるのか、全部動かすのにシリンダーのどれだけぐらいあるのかということをお聞きください。

鵜野教育部次長 シリンダーについては1列ごとでありまして、今回いろいろと調査しましたところ、このCブロックの中のこの1シリンダーが壊れていることがわかりました。全体はA、B、C、Dで全部で120余りのシリンダーがあります。それにつきましては、同時期ということで注意しながら計画的に考えております。

赤池伸彦委員 今回、修理が初めてということですか。

鵜野教育部次長 はい、そうです。

赤池伸彦委員 百幾つもある中の、31年たってよくもっているかなと思っている。多分、耐用年数はもっと短いものだと思いますが、実際動かさないことがあるので、そういうのが昇降できなくなると部分的に椅子を上げたり下げたりということになる。そういうふうな使い方はあまりしないと思うので、早急に修理していただいて、そういうことのないように努めていただきたいと思います。

鵜野教育部次長 はい、常に点検は年に1回は必ずしています。客席等でもありますので、安全・安心のために点検や修理を行っていきたいと思います。

令和5年度 南砺市教育センター研修事業計画

令和5年2月22日
南砺市教育センター

市内教職員悉皆研修

地区協業研修

地区準協業研修

★：他市から参加可

※	番号	事業名	対象	実施日時	内容
303	1 (準)	学級づくり研修会 【地区教七準協業】 担当：南砺市	地区保・認・幼・ 小・中・義務教育 学校教職員希望 者	4月12日(水) 15:30~16:30	「聴き合える」集団づくり 講師：富山大学 名誉教授 南砺市教育長 松本 謙一 先生 会場：福野小学校
303	2 ★	通級指導教室担当 者等研修会	市内小・中・義務 教育学校通級指 導教室担当者等 希望者	4月19日(水) 14:30~16:30	通級指導教室の指導の実際と情報交換(仮) 講師：前・きずな子ども発達支援センター 発達専門員 礪波 留美子 先生 会場：南砺市役所 大ホール
301	3 ②★	小学校英語専科教 員研修会 (3回開催)	市内小・義務教育 学校英語専科教 員	①4月27日(木) 15:00~16:45 ②8月7日(月) 14:00~16:30 ③11月 15:00~16:45	英語の授業の在り方と情報交換 ①講師：南砺つばき学舎 吉野 由香里 先生 会場：南砺つばき学舎 ②講師：西部教育事務所 指導主事 会場：南砺市役所 大ホール ③未定(4月以降に依頼する)
白表紙 研修	4	理科教育講座(自然 観察)入門Ⅰ-Ⅱ半日 【総教七連携事業】	県内小・中・義務 教育学校教職員 希望者	6月6日(火) 13:30~16:30	理科教育講座(自然観察)入門コース 講師：県総合教育センター科学情報部 会場：南砺市内
303	5	学校図書館研修会 (3回開催)	①市内学校司書 助手、市内図書館 職員、希望者 ②教頭と① ③学校図書館担 当教諭と①	①4月18日(火) 14:30~16:40 ②7月中旬 14:30~16:40 ③1月下旬 14:30~16:40	図書館運営の在り方と共通システム化の推進 講師：中央図書館 松井 環 先生 他 会場：①中央図書館 ②南砺つばき学舎 ③福光東部小学校
	6 ★	スタディ・メイト 等研修会	市内小・中・義務 教育学校スタデ ィ・メイト、適応 指導員希望者	6月20日(火) 14:00~15:30	特別な支援を必要とする子供への対応(仮) 講師：富山大学大学院教職実践開発研究科 准教授 石津 憲一郎 先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター
301	7 (協)	資質能力向上研修会 【地区教七協業】 担当：南砺市	地区小・中・義務 教育学校教職員 希望者	7月31日(月) 14:00~16:30	子供を育て集団を創る特別活動(仮) 講師：國學院大學 教授 杉田 洋 先生 会場：南砺市地域包括ケアセンター
301	8 (準)	ICT 研修会 【地区教七準協業】 担当：小矢部市	地区小・中・義務 教育学校教職員 希望者	8月2日(水) 14:30~16:30	デジタル教科書の効果的な使い方について(仮) 講師：新潟市教育委員会 副参事 片山 敏郎 先生 会場：小矢部市民交流プラザ
303	9 (協)	特別支援教育研修会 【地区教七協業】 担当：小矢部市	地区小・中・義務 教育学校教職員 希望者	8月4日(金) 13:30~16:30	発達障害の理解と支援(仮) 講師：北陸大学 教授 河野 俊寛 先生 会場：小矢部市民交流プラザ

※	番号	事業名	対象	実施日時	内容
301	10 (協)	授業力向上研修会 【地区教七協業】 担当：砺波市	地区小・中・義務教育学校教職員希望者	8月8日(火) 13:30～16:30	子供たちの学びの基盤を築く授業づくり(仮) 講師：金沢大学大学院 准教授 加藤 隆弘 先生 会場：砺波体育センター
303	11	南砺市教育講演会	市内小・中・義務教育学校教職員【悉皆】	8月9日(水) 13:00～16:30	自己解決能力を引き出すためのコーチング 講師：ナティブ・コミュニケーション教育研究所 所長 別府大学 客員教授 佐藤 敬子 先生 会場：井波総合文化センター
301	12 (準)	実技指導法研修会 【地区教七準協業】 担当：砺波市	地区幼・保・認・小・中・義務教育学校教職員希望者	8月18日(金) 14:00～16:00	打楽器演奏の効果的な指導方法 講師：打楽器奏者・指導者 平永 里恵 先生 会場：砺波市立砺波東部小学校
301	13 新規	プログラミング学習研修会 A	市内小・義務教育学校5年算数科担当教職員	①8月1日(火) 14:00～16:30 ②8月21日(月) 14:00～16:30 ※どちらかに参加	5年算数科「多角形」でのスクラッチ教材の指導法 講師：南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場：①未定 ②未定
301	14 新規	プログラミング学習研修会 B	市内小・義務教育学校6年理科担当教職員	①8月3日(木) 14:00～16:30 ②8月22日(火) 14:00～16:30 ※どちらかに参加	6年理科「電気のはたらき」でのマイクロビット教材の指導法 講師：南砺市教育センター ITCE 林 秀次 先生 会場：①未定 ②未定
301	15 ★	ICT 活用研修会	市内小・中・義務教育学校教職員希望者	10～11月 (調整中)	ICT 活用に関する授業研修会 講師：富山大学大学院教職実践開発研究科 准教授 長谷川 春生 先生 会場：未定
301	16	令和のとやま型教育推進事業 【市教委共催】	市内小・中・義務教育学校教職員	未定	未定
301	17 ★	授業力向上研修会 (ステップアップ研修)	市内小・中・義務教育学校7～9年次教職員、教務主任又は研究主任、希望者	5～2月 ※希望日から調整	事前・事後研修会と公開授業を通して、授業力向上を目指す(7～9年次教職員等) 授業の見方を鍛える(教務・研究主任等) 講師：南砺市教育長 松本 謙一 先生 会場：市内小・中・義務教育学校
※	18	国内長期研修	推薦	3か月以内	福光中部小 高野 一穂 教諭 井波中 山田 智生 教諭
※	19	国内短期研修	推薦	2泊3日まで	市内小・中・義務教育学校教職員 15名

※ 左端の300番台の番号は、7～11年次の選択研修番号【「中堅教諭等資質向上研修の手引」参照】

※ 「国内長期・短期研修」は、研修内容に応じて301～303のいずれかを報告書に明記する。

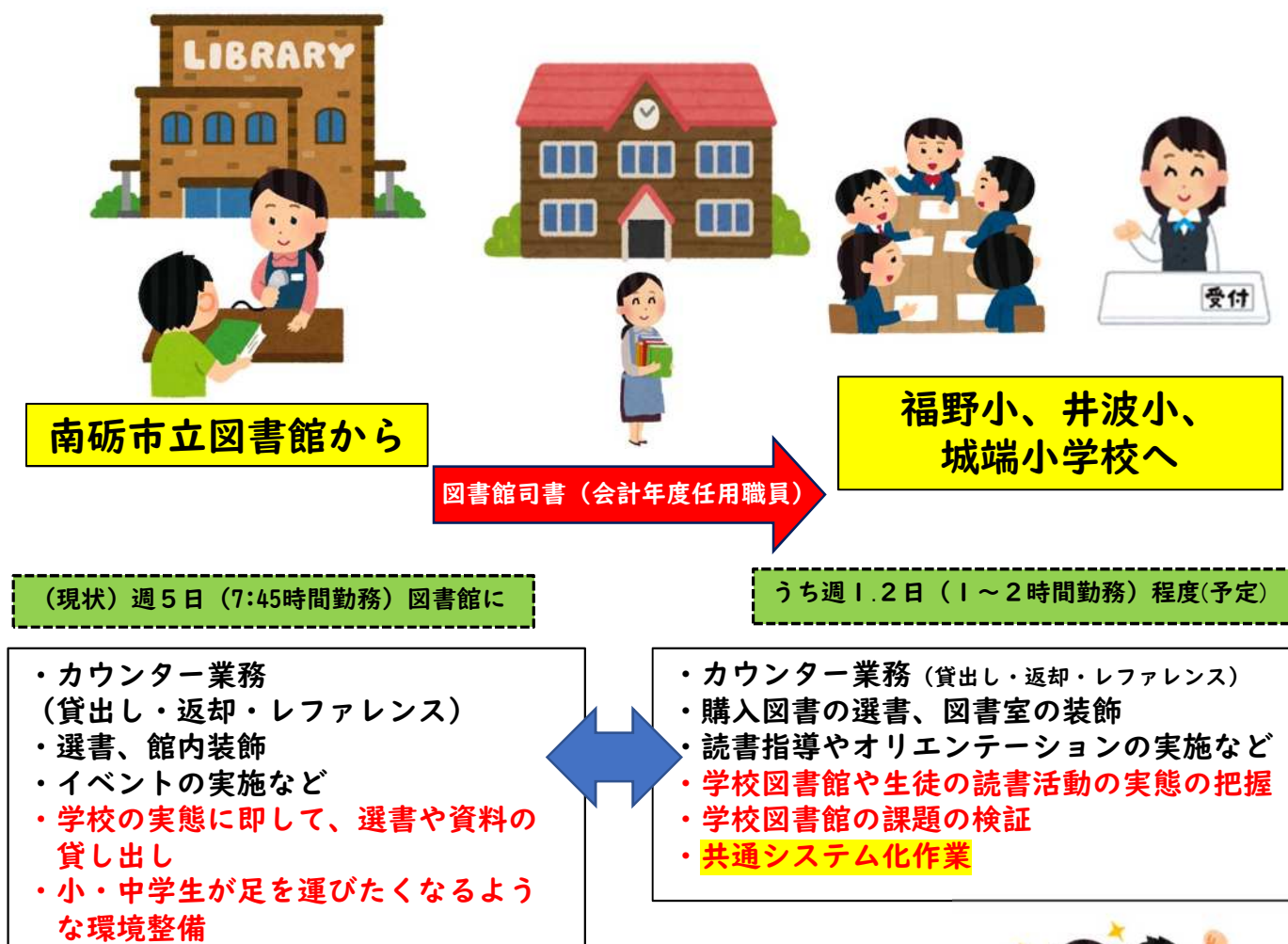
南砺市型学校司書モデル事業について

R5.4月～

【現状と課題】

- ・学校図書館の貸し出しが伸びない。
→図書館司書の経験とノウハウで利用増を見込めないか。
- ・学校ごとに勤務時間、勤務日数が違う。(週1日～4日、1.5時間～6時間)
→学校図書館が利用される時間帯に、配置日数や時間帯を調整。
- ・学校図書館にインターネットが使えるパソコンがあるところとないところがある。
→学校図書館から市立図書館HPにアクセスすれば図書資料の検索ができる。
- ・図書室のシステム化?データベース化?が必要。(学校によってさまざま)
→市内統一が理想ではあるが、モデル事業の成果を踏まえて検討していく。

【南砺市型学校司書モデル】《令和5年度、市内小学校へ》



※よい本と出会う機会を増やす

※今後、すべての小・中・義務教育
学校への導入検討=司書の一元化



南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ 2023 について

南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ実行委員会

【ブランド戦略部文化・世界遺産課】

令和5年8月18日（金）～8月30日（水）に、井波芸術の森公園で開催される「南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ 2023」の開催準備状況について報告するもの

◎ 参加作家の決定

参加作家が次のとおり決定（国名、氏名は別紙参照）

新設されたチャレンジ枠の学生2名を含む、国内外9カ国15組の作家及び団体が作品を制作する。

		参加者数	参加国
海外作家		7名	7か国
国内作家	県外	2名	
	県内	2名	
地元団体		2団体	
チャレンジ枠		2名	うち1名は中国出身

15組（13名、2団体）

日本を含め9カ国

◎ 今回開催の特徴

- ・ 【新規】作品テーマ「KIBOU（希望）」を創設
彫刻作品による世界に向けての「希望」の発信
- ・ 学生などの若い世代の参加による連携事業の実施
 - ① 【新規】チャレンジ枠（連携先：金沢美術工芸大学）
 - ② 【新規】世界の食文化交流（連携先：富山国際学園富山短期大学）
学生の考案した「（仮称）ワールド弁当」の制作、販売
 - ③ 【新規】交流事業の企画（連携先：金沢大学）
 - ④ 通訳ボランティア、言語看板製作（連携先：南砺福野高校）
 - ⑤ 歓迎アトラクションへの参加（連携先：平高校郷土芸能部）
- ・ 【新規】SDGsの実現に向けた指針を策定（別紙参照）
芸術文化によるSDGsの達成を図る（6つのキーワードで9つのGoalを達成）
- ・ 住民が主体となった交流事業の実施
期間中イベントとして、住民及び地域団体を中心に「（仮称）クラフトフェス～井波、彫刻を深ぼる（彫る）イベント～」を実施予定

南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ2023参加作家



日本を含む9カ国から13名、2グループが参加します。

国内外の彫刻家が、多様な文化・伝統を象徴する木彫刻作品を公開制作します。

海外作家 (7名)

Australia
オーストラリア



Sasha REID
サシャ・ライド



Brazil
ブラジル



Glenio LIMA
グレニョ・リマ



Germany
ドイツ



Michael ROFKA
ミハエル・ロフカ



Hungary
ハンガリー



KÖRMENDI Béla
ケールメンディ・ベラ



Italy
イタリア



Lara STEFFE
ララ・ステッフェ



Korea
韓国



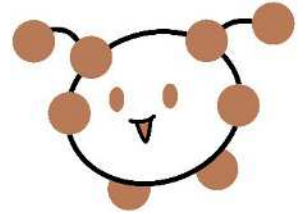
JANG Gook-Bo
장국보
ジャン・グクボ



Mongolia
モンゴル



Baatar DORJNAMJIL
バートル・ドリナムニール



国内作家 (2名)

Japan
鹿児島県



上床 利秋
ウワトコ トシアキ



Japan
山口県



林 隆雄
ハヤシ タカオ



木彫刻キャンプ豆知識① 世界最大の木彫刻の公開制作イベント

ノンコクルール方式で開催され木彫刻の公開制作イベントとして、世界最大の規模で開催されるイベントです。

今回の開催で、延べ人数で海外44か国から99名、国内46名、地元団体5グループ（1,189名）の彫刻家が参加することになります。

県内作家 (2名)

Japan
富山県・高岡市



笹波 美恵
ササナミ ミエ



Japan
富山県・高岡市



山田 千晶
ヤマダ チアキ



木彫刻キャンプ豆知識② 使用する木材

作品制作には「クス（楠）」が使用されます。約2週間の期間中に作品を完成するため、比較的柔らかい材質であり、加工性に優れるクスを使用しています。クスの原木は、宮崎県で調達されます。期間中は、会場内にクスの香りが会場一帯に広がります。

地元団体 (2グループ)

Japan
富山県・南砺市



井波彫刻協同組合
理事長 花崎 弘一
他100名



Japan
富山県・南砺市



井波美術協会
会員 藤崎 秀平
フジサキ シュウヘイ



木彫刻キャンプ豆知識③ 作品の設置場所

完成した作品は、会場である井波芸術の森公園内や市内の公共施設に設置されます。過去の開催で制作された作品も多く設置されています。設置場所を紹介したマップを準備していますので、ご希望の方は事務局までお問合せください。

チャレンジ枠 (2名)

Kanazawa College
of Art
金沢美術工芸大学

金沢美術工芸大学
KANAZAWA COLLEGE OF ART

YI Ru
伊如
イ・ル



Kanazawa College
of Art
金沢美術工芸大学

金沢美術工芸大学
KANAZAWA COLLEGE OF ART

二宮 海
ニノミヤ ウミ



木彫刻キャンプ豆知識④ チャレンジ枠

今回（2023年）の開催で初めて「チャレンジ枠」が実施されます。これは、木彫刻を学ぶ若い世代の参加による、木彫刻キャンプ及び彫刻文化の進化、発展などを目的に実施されます。今回は、金沢美術工芸大学から2名の学生が参加します。

お知らせ

- ・運営ボランティアを4月～募集します（通訳、会場、制作、広報など）。
- ・期間中の土日は会場周辺で、体験イベント、物販イベントなどを開催予定です。詳細情報は、公式ホームページでお知らせします。



南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ^o × SDG s

2022年8月策定
2023年1月改訂

南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ実行委員会

木彫刻キャンプのSDG s への考え方 (「木彫刻」の力で2030年を豊かな世界に)

南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ実行委員会は、「南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ」(以下「木彫刻キャンプ」という。)の開催を通して、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

国連で採択された2030年までに達成すべき世界共通の目標であるSDG s (SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 「持続可能な開発目標」)には、貧困、福祉、教育、人権、環境など様々な分野の17の目標が設定されています。

このことは、世界は解決すべき様々な問題や課題に直面しており、その要因は私たち「人」の行為、また「社会(地域)」のあり方に行く着くことが多いと考えられています。

木彫刻キャンプは1991年の第1回開催以降、「木彫りを通して世界をつなぐ」というテーマを通して、国内外の多様なステークホルダーとの協働(パートナーシップ)により、国際交流と文化交流の推進、木彫刻文化や産業の継承、深化を進めてきました。

「木彫刻」の作品は、言語、文化の違いを超えて、人々にメッセージや共感を与えることができます。そして、世界中の人々が「木彫刻」を通して等しく交流したり、社会や地域の持続可能な発展を生み出すことを可能にしています。このような私たちの活動は、SDG sの達成に不可欠な「人」、「社会(地域)」を豊かなものとし、今後も持続可能な社会の発展に寄与していると考えています。

「木彫刻」の力で、ひとりひとりの心や生活、そして社会が豊かになれば世界をそして地球をより良い方向へ動かせる。

この理念をもとに、2023年に「南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ2023」を開催していきます。

木彫刻キャンプのSDGsへの取り組み

木彫刻キャンプでは、キーコンテンツである**木彫刻**を「芸術文化」及び「産業」の2側面で捉え、SDGsの達成を進めています。

「芸術文化」の側面では、芸術文化の持つ「共感を与え心を動かす力」を人々に働きかける形で、

「産業」の側面では、経済活動等によって創出される「活力」を地域（社会）に働きかける形で9つの目標を達成しています。

また、目標達成のためには、多様なステークホルダーとの連携を欠かすことができません。

2019年に「SDGs 未来都市」の認定を受けた南砺市、なんとSDGsパートナー（※）など、様々なジャンルの団体、個人と連携しながら事業を推進していきます。

（※）南砺市では、SDGsを取り入れたまちづくりに賛同し、自分ごととしてSDGsのゴール達成につながる取組みを市内で実施する企業、団体及び個人を「なんとSDGsパートナー」として登録している。

南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ2023での取り組み

次の6つのキーワードで事業を実施し、9つの目標を達成します。

SDGs実現に向けたキーワード

01 体験	02 継承	03 発信	04 進化	05 協働	06環境
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------------

キーワード01 体験



木彫刻キャンプは、木彫刻を通して様々な地域の民族や伝統、文化に触れ、交流も深めるといった日常生活では得難い体験を得ることができる世界的にも稀有なイベントです。

多世代にわたるこの体験の積み重ねが、SDGsの達成に不可欠な「人」、「社会（地域）」の力を高めることにも繋がっていると考えています。

今回のキャンプでも、これまで同様多くの方に木彫刻キャンプに参加いただき、貴重な体験を得ることができるプログラムや環境を提供する予定です。

また、今回の開催は、新型コロナの影響により、近年実施が難しかった若年層の国際理解、国際交流を実現できる貴重な機会でもあります。

キーワード02 継承



井波の古刹瑞泉寺の再建を由来とする「井波彫刻」、これまで社寺彫刻から民家の室内彫刻、近年の彫刻ギター制作など時代の流れに合わせて発展し、継承され現在に至ります。

発祥から約250年、その間「井波彫刻」は地域社会や地域の営みの形成に大きな影響を与えてきました。「井波彫刻」の継承することは、これからも地域が持続可能であるために重要な意味を持つと言えます。

過去の開催においても、多くの幼児、学生、生徒などが、木彫刻キャンプに来場、参加することで、井波の「彫刻文化」を意識し、考える機会を提供していきました。

今後も同様の取り組みを行い、「彫刻文化」を根ざした豊かな社会づくりを進めます。

また、今回の開催では、次世代への木彫刻文化の継承を目的に、大学生による木彫刻の制作（チャレンジ枠）を実施予定です。

キーワード03 発信



前回（2015年）の木彫刻キャンプ以降、生活様式を一変させ、未だに大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルスの存在、緊迫した状況が続く世界情勢など、わたし達を取り巻く社会は今大きな変化に見舞われています。

こんな時代だからこそ、「木彫りを通して世界をつなぐ」という木彫刻キャンプの不変のテーマを改めて意識し、強く発信していく必要があると考えています。

今回の木彫刻キャンプでは、「KIBOU（希望）」という作品のサブテーマを設定しました。個々の作家の創出する多くの「KIBOU」を井波から発信し、これからの世界が明るく豊かなものになるための発信を積極的に行っていきます。

キャンプでの制作作品は、従来の市内の公共施設だけでなく、民間施設や市外での設置も検討し、多くの方に作品に触れていただける機会を増やすことを検討しています。多くの方に作品を見ていただく機会を増やすことで、発信力の強化に努めていきます。

キーワード04 進化



今回の木彫刻キャンプは9回目の開催となります。第1回以降、内容、手法等に改良を加えながら開催を重ねてきました。

今回のキャンプでは、ICT技術を積極的に活用した準備、運営に取り組む予定です。新型コロナウイルス対策として、また、過疎化が進む地域における効率的なツールとしてICT技術を活用し、持続可能なイベントや地域の実現を目指します。

また、木彫刻キャンプは、多様なステークホルダーが一同に会する機会でもあります。彫刻作家、来場者との対話や交流、シンポジウムなどを通して、木彫刻と地域の未来についてともに考え、進化の道を探っていきます。

期間中のイベントは、従来の事業内容、成果を検証しつつ、木彫刻や地域に十分な効果をもたらすことができる新規事業を積極的に計画、実施（サポートも含む）していきます。

キーワード05 協働



木彫刻キャンプは、ノンコンクール形式の屋外制作イベントとしては世界最大の開催規模を誇ります。なぜ、人口が10,000人に満たない地域で、世界的規模のイベントが開催可能なのか？それは、住民を中心に多くのボランティア参加により、木彫刻キャンプは運営されてきたからです。

今回も、多くのボランティアスタッフの方に参加いただく予定です。また、新たなパートナーとして大学生、南砺市応援市民、なんとSDGsパートナーとの協働も予定しています。これらの協働は、木彫刻キャンプの期間中だけでなく、今後の地域づくりを進めるなかでも有効に機能する協働となります。木彫刻キャンプが、新たに地域づくりのきっかけとなることを目指します。

企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングといった制度を活用し、想いを事業に活かす仕組みづくりも進める予定です。

ICTを活用した情報の発信により、多様なステークホルダーとの情報共有を強化することで、だれもが参画できる効果的なイベント運営を行います。

キーワード06 環境



森林を多く有する日本（南砺市）では、土砂災害の防止、水源の涵養、生物多様性の保全などの森林からの恵みを得るとともに、森林から伐れる木材で建物や道具を作り、木に親しむ暮らしをしてきました。250年を超える歴史を持つ「井波彫刻」も、その特徴を活かした産業であると言えます。

近年「森林」の機能低下が大きな課題となっています。様々な要因がありますが、「国内の木材の使用量の減少」、それに伴う林業従事者の減少などにより、森林の管理が行き届かなくなっていることも要因の一つです。

今回のキャンプでは、全て国産木材を使用し作品を制作します。木彫刻を行うことが、「木材の使用（彫刻）」⇒「使用した分の木を新たに植林・育成」⇒「成長した木を伐り、再び木材として使用（彫刻）」という「森林の維持・再循環」に寄与していることを改めて意識し、広く周知する機会となることを目指します。

期間中は、木材の端材を活かしたワークショップを期間中に開催するなど、木材の有効活用にも積極的に取り組んでいきます。また、ICTの積極的な活用、環境に優しい素材でのノベルティの作成など、環境に優しく、持続可能なイベントの実施を目指します。

常陸宮賜杯第73回中部日本スキー大会
競技結果について

1 成績

順位	常陸宮賜杯 総合	アルペン競技	クロスカントリー競技
1位	富山県 (437点)	富山県 (209点)	富山県 (228点)
2位	石川県 (322点)	岐阜県 (153点)	石川県 (176点)
3位	岐阜県 (231点)	石川県 (146点)	愛知県 (95点)

順位	静岡	愛知	三重	岐阜	富山	石川	福井
アルペン順位	5位	4位	7位	準優勝	優勝	3位	6位
クロスカントリー順位	7位	3位	6位	4位	優勝	準優勝	5位
総合順位	7位	4位	6位	3位	優勝	準優勝	5位

3月のおはなし会

- 4日(土) 午前10時～ 福野(職員)
午前11時～ 中央(おはなしまんまる)
- 11日(土) 午前10時～ 福野(本でこんにちは)
午前10時30分～ 城端(虹の会)
- 18日(土) 午前10時～ 福野(職員)
午前10時30分～ 井波(ピッコログループ)
- 25日(土) 午前10時～ 福野(本でこんにちは)
午前10時30分～ 井波(つばきの会)

●大人のためのおはなし会「おはなしタイム」
3月2日(木)、16日(木) 午前10時30分～
中央図書館にて

『図書館ホームページリニューアル』 part3 ～できるようになったこと～

- ・メールアドレスを登録している方は、返却3日前に“お知らせメール”が届きます。まだ読み終わっていない場合は、返却予定日から、2週間の「貸出延長」ができます。延長は1回のみです。
※次に予約がある場合が、貸出延長はできません。
- ・マイページ(ID・パスワード)から、貸出・予約状況を確認することができます。(即時反映)



雑誌スポンサー募集します！

雑誌スポンサーの方に、市立図書館の年間雑誌購入代金をご負担いただき、その雑誌の最新号の閲覧カバーの表面に「スポンサー名」、裏面に「全面広告(年間3回更新可能)」を掲載します。

対象者：企業や個人の事業者、公的団体等で、個人は除きます。

広告期間：各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間 ※年度途中からでも可能です。



図書館ホームページはこちら

今月の おすすめ本

一般書



美智子さま素敵なお用品88の物語

小田部 雄次/監修
宝島社



なるほど徳川家康

河合 敦/監修
永岡書店



月の立つ林で

青山 美智子/著
ポプラ社

なんと 図書館だより 3月

児童書



しあわせ動物園
スゴイ飼育員の本当の話

片野 ゆか/作
526/絵
ポプラ社



オタクを武器に
生きていく

吉田 尚記/著
河出書房新社



まほうのともだちベンチ

ウェンディ・メドゥール/ぶん
ダニエル・イグナス/え
化学同人

● 1月の新着本 (723冊) ●

本の展示 ~本は10冊まで借りることができます~

一般書	児童書	展示図書館
・こころの健康(2/24~3/22) ・火災予防運動(3/20~3/26)		全館共通展示
白球を追いかけて!	ことばっておもしろい	中央図書館 ☎52-0317
2022年、せっかく購入したのでもっと読んでみたい本	おかしなじかん	福野図書館 ☎22-1128
出発の準備	かぜにのってどこへいく?	城端図書館 ☎62-0312
贈る言葉	あたらしいこと やってみよう!	井波図書館 ☎82-0150
春の足音	おてがみ かくな!!	平図書館 ☎66-2240

南砺市教育委員会 会議・行事予定(3月中旬～4月上旬)

期 日	曜	時間	会議・行事	会 場
R5.3.15	水	午前	南砺市立中学校・義務教育学校(後期課程)卒業証書授与式	市内小中学校・義務教育学校
R5.3.15	水	14:00	第2回子ども子育て会議	福光福祉会館
R5.3.16	木	9:00	決算予算特別委員会	全員協議会室
R5.3.16	木	10:00	市議会 全員協議会	全員協議会室
R5.3.17	金	午前	南砺市立小学校卒業証書授与式	市内小学校
R5.3.17	金	13:30	南砺市交通安全協会 交通安全グッズ贈呈式	教育長室
R5.3.20	月	15:30	市議会 本会議	議場
R5.3.22	水	9:00	臨時庁議(異動内示)	本館302会議室
R5.3.22	水	10:00	臨時校長会(異動内示)	別館3階大ホール
R5.3.22	水	13:00	常陸宮賜杯中部日本スキー大会実行委員会第2回総会	別館3階大ホール
R5.3.23	木	15:00	いじめ問題対策連絡協議会	別館3階大ホール
R5.3.24	金	8:50	南砺つばき学舎(前期課程)修了証書授与式	南砺つばき学舎
R5.3.25	土	15:00	南砺利賀みらい留学 修園の集い	スターフォレスト利賀
R5.3.29	水	11:30	定例記者会見事前打合せ	本館302会議室
R5.3.31	金	10:00	退職者辞令交付式	別館3階大ホール
R5.3.31	金	11:00	教職員辞令交付式	別館3階大ホール
R5.3.31	金	14:30	新規採用教職員辞令交付式	別館3階大ホール
R5.3.31	金	15:30	再任用教職員辞令交付式	別館3階大ホール
R5.4.2	日	10:00	明るい社会づくり運動砺波圏民会議 50周年事業	砺波文化会館
R5.4.3	月	9:00	年度初め式・辞令交付式	別館3階大ホール
R5.4.3	月	13:30	教育部年度初め式	別館3階大ホール
R5.4.3	月	15:30	学校事務職員辞令交付式	別館3階大ホール
R5.4.4	火	9:30	市議会 全員協議会	全員協議会室
R5.4.4	火	11:30	市議会 本会議	議場
R5.4.4	火	13:30	定例記者会見	本館401会議室
R5.4.5	水	16:00	南砺利賀みらい留学 入園のつどい	南砺利賀みらい留学センター体育館
R5.4.7	金	午前	南砺市立小学校・中学校・義務教育学校入学式	市内小中学校・義務教育学校
R5.4.10	月	15:30	小・中・義務教育学校合同校長研修会	別館3階大ホール